

第2節

SECTION 2

国際社会における
協力の基盤づくりへの取組

第4章

新防衛大綱では、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組が、防衛力の主要な役割の一つとして位置付けられている。このため、平素より、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進や国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮・不拡散分野への協力など、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することとしている。

以上のことから、防衛庁・自衛隊は、様々なレベルで安全保障対話・防衛交流を進めている。また、多国間共同訓練を主催するとともに、アジア太平洋地域における他国主催の多国間共同訓練に参加している。さらに、軍備管理・軍縮・不拡散分野の諸活動への協力を行うなど、国際社会における協力の基盤づくりに積極的に取り組んでいる。

本節では、現在、防衛庁・自衛隊が取り組んでいる国際社会における協力の基盤づくりについて説明する。

1 安全保障対話・防衛交流

安全保障対話・防衛交流の意義

今日の安全保障環境については、01（平成13）年9月11日の米国同時多発テロ（9.11テロ）にみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織などの活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。

他方、冷戦終結後10年以上が経過し、米国とロシアの間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している。こうした状況の下、安定した国際環境が各国の利益になるとの認識から、国際社会では安全保障上の問題について国際協調・協力が図られ、また、国連をはじめとする各種の国際的枠組みなどを通じた幅広い努力が行われている。

わが国の周辺においては、冷戦終結後、極東地域におけるロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力の近代化に力を注いでいる。また、朝鮮半島や台湾海峡をめぐる問題など、不透明、不確実な要素が存在している。

このような安全保障環境の中で、日米安全保障体制（日米安保体制）を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、重要な役割を果たしている。

また、冷戦終結後、安全保障環境を改善させるため、各国がその保有する軍事力や国防政策の透明性を高め、防衛当局者間の対話・交流、各種共同訓練などを通じて相互の信頼関係を深めることで、無用な軍備増強や不測の事態の発生とその拡大を抑えることが重要との認識が広く共有されるようになった。

近年、更に国家間の相互依存が拡大・深化したことに伴い、二国間及び多国間の連

携・協力関係の充実・強化が図られている。

このような情勢の下、わが国の平和と安全を確保するためには、適切な防衛力を整備し、日米安保体制を堅持するとともに、国際社会、特に、アジア太平洋地域で、より安定した安全保障環境を構築することがますます重要となっている。防衛庁・自衛隊は、この地域における関係諸国との連携・協力関係の充実・強化を図る上で、関係諸国との二国間交流やASEAN地域フォーラム（ARF）などの多国間の安全保障対話、多国間の共同訓練などを重視しており、今後とも、関係諸国の動向をも見極めつつ、その内容を深め、幅を広げることで、安全保障環境の改善に向けて積極的に取り組むこととしている。

安全保障対話・防衛交流

区分	類型	意義	概要
二 国 間	防衛首脳など ハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の連携・協力関係の充実・強化の増進を図るとともに、じ後の交流にはずみをつける。	・防衛庁長官と各国国防大臣の対話・相互訪問 ・副長官、長官政務官、事務次官、統合幕僚会議議長、陸・海・空各幕僚長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の 定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換することで、ハイレベルの対話・交流の基礎とするとともに、当該国との相互の連携・協力関係の充実・強化の増進に寄与する。	・局長、審議官クラスの実務者同士による協議 ・統合幕僚会議事務局、陸・海・空各自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互の連携・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・練習艦隊などの艦艇、航空機の相互訪問、捜索・救難などに関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与するとともに、人的ネットワークの構築を図る。	・留学生の受け入れ ・海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、防衛交流の維持・深化に寄与する。	防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などとの研究交流
多 国 間	安全保障対話	関係諸国の間に各々の情勢認識・安全保障観についての相互理解が深まることや多国間にまたがる問題について効率的・効果的に協議し得る。	・ARFにおける対話 ・防衛庁主催の多国間対話 ・政府主催の多国間対話 ・民間主催の多国間対話
	共同訓練	共同訓練を通じて技量の向上と相互の連携・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・掃海、潜水艦救難などに関する共同訓練の実施

二国間の防衛交流

(1) 二国間防衛交流の意義

二国間の防衛交流は、協力の基盤づくりを目的として各国の防衛担当者が行う交流である。その特徴は、相手国との関係に応じてきめ細かな対応ができることや、これにより構築される二国間の信頼関係が多国間の安全保障対話などを効果的に進める際の基礎にもなり得ることである。

(2) 日韓防衛交流

韓国は、地政学的な観点からわが国の安全保障にとり重要な国である。わが国の安全保障政策における重要課題の一つである北朝鮮問題に適切に対応することをはじめ、地域の安定を促進する上で韓国との協力関係の充実・強化は不可欠である。そのため、韓

国との防衛交流を積極的に進めることにより、協力の基盤をつくり、両国が東アジア全体の平和と安定に向けて、政策面においてより効果的に協調、協力していくことが極めて重要である。

98（平成10）年の小淵総理（当時）と金大中大統領（当時）との日韓首脳会談において、新たなパートナーシップを構築するとの共通の決意を「日韓共同宣言 - 21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」として発表し、両首脳は、両国間の安全保障対話・防衛交流を歓迎し、一層強化することとした。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

94（同6）年以降、両国防衛首脳が、ほぼ毎年（01（同13）年及び04（同16）年を除く。）交互に訪問し、会談が開かれている。

本年1月、大野防衛庁長官が訪韓し、^{ユン・グァンウン}尹光雄国防部長官と会談を行い、地域情勢、防衛政策、防衛交流などについて意見交換を行った。特に、朝鮮半島情勢について、北朝鮮の核問題や6者会合のプロセスの進展が重要であるということで意見が一致した。

この認識の下、両国間の防衛交流については、今後とも日韓の防衛当局間の交流を積極的に推進していくため、今後の進め方を幅広く検討、協議していくことで意見が一致した。

また、両長官は、同年6月のIISSアジア安全保障会議¹（通称：シャングリラ・ダイアログ）の際にも会談を行い、米軍再編、北朝鮮情勢、防衛交流について意見交換を行った。



金鍾煥韓国合参議長（右）と会談する先崎統幕議長（左）

さらに、本年1月に文証^{ムン・ジョンイル}韓国海軍参謀総長が訪日し齋藤海上幕僚長（海幕長）と、また同年2月、統合幕僚会議議長（統幕議長）と合同参謀議長（合参議長）の相互訪問を定期化するとの考えの下、^{キム・ジョンファン}金鍾煥合参議長が訪日し先崎統幕議長と、それぞれ率直な意見交換を行った。

イ 防衛当局者間の定期協議など

94（同6）年以降、毎年、審議官級の防衛実務者対話を行っているほか、98（同10）年以降は、外交当局を含めた安全保障対話を行っている。昨年8月にも、防衛庁で第12回日韓防衛実務者対話を開催し、地域情勢、両国の防衛政策、日韓防衛交流などの意見交換を行った。

また、統合幕僚会議事務局と韓国合同参謀本部、陸・海・空自衛隊と韓国陸・海・空軍間でも活発な対話などを行うとともに、留学生の交換や研究交流も盛んに行っている。

ウ 部隊間の交流など

陸自と韓国陸軍は、01（同13）年以来、西部方面隊と韓国陸軍第2軍との間で部隊指揮官が相互に訪問するなどの交流を行っている。昨年10月にも、韓国陸軍第2軍司令官が来日し、西部方面総監と意見交換を行った。

海自と韓国海軍は、94（同6）年以来、艦艇が相互に訪問するなどの交流を行っている。99（同11）年と03（同15）年に引き続き、本年も、韓国海軍艦艇の訪日の機会を利用して、搜索・救難共同訓練が行われる予定である。

空自と韓国空軍は、00（同12）年以来、航空機の相互訪問による交流を行っている。

1）英国の国際戦略研究所（IISS：the International Institute for Strategic Studies）が主催する会議本節（p271）参照



原州国際軍楽祭において演奏する陸自中央音楽隊の隊員

同年11月、韓国空軍輸送機が初めて訪日、02（同14）年10月には空自輸送機が初めて訪韓し、昨年10月にも、空自輸送機が訪韓している。なお、これらの空自輸送機の訪韓は、韓国で行われた国際軍楽祭に参加する陸自中央音楽隊及び関連器材などの輸送を伴うものであった。

また、韓国との間の音楽隊の交流は、00（同12）年の日韓防衛首脳会談時に瓦防衛庁長官（当時）より提案がなされたことから、両国音楽隊の相互交流が開始された。00（同12）年11月に韓国海軍軍楽隊、02（同14）年11月に韓国空軍軍楽隊、03（同15）年11月に韓国陸軍軍楽隊が東京で行われた自衛隊音楽まつりに参加した。また、02（同14）

年10月に、陸自中央音楽隊が韓国で行われた江原道^{カンウォンド}国際軍楽祭に参加し、昨年10月には、同じく陸自中央音楽隊が、韓国で行われた原州^{ウォンジュ}国際軍楽祭（江原道国際軍楽祭から名称変更）に参加した。

（3）日露防衛交流

ロシアは、欧州、中央アジア及びアジア太平洋地域の安全保障に大きな影響力を持ち、かつ日本の隣接国であるため、日露の防衛交流を深め協力の基盤をつくることは極めて重要である。

防衛庁は、97（同9）年のクラスノヤルスクでの首脳会談以降、様々な分野で日露関係が進展する中、着実にロシアとの防衛交流を進めている。

99（同11）年には、野呂田防衛庁長官（当時）が訪露し、セルゲイ・エフ国防大臣（代行）（当時）との間で対話と交流の発展のための基盤構築に関する「覚書」^{おぼえがき}に署名し、日露防衛当局間^{おぼえがき}の信頼関係の増進と相互理解の向上を図るとの決意を表明した。

03（同15）年1月、小泉総理公式訪露の際に署名された「日露行動計画」²の中で、両国首脳は、ハイレベル交流、防衛当局間協議、共同訓練、親善訓練などを引き続き行うことで両国の防衛交流を着実に進めるとの意思を相互に確認した。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

96（同8）年に、旧ソ連時代を含めて初めて臼井防衛庁長官（当時）が訪露して以来、ハイレベルの交流が進展している。03（同15）年1月の石破防衛庁長官（当時）の訪露に続き、同年4月にはイワノフ国防大臣が訪日し、地域情勢、今後の防衛交流などについて意見交換を行った。

本年5月、先崎統幕議長が訪露し、バルエフスキー・ロシア連邦参謀総長と会談を行い、国際情勢、防衛政策などについて意見交換を行った。

イ 防衛当局者間の定期協議など

防衛庁は、審議官級の防衛当局間協議を定期的に行っているほか、両国間の防衛交流の進め方全般について協議する日露共同作業グループ会合、日露海上事故防止協定締結に基づく年次会合などを継続的に行っている。

また、統合幕僚会議事務局とロシア連邦軍参謀本部とのスタッフトークス（幕僚懇談）をはじめ、陸・空自衛隊とロシア地上軍・空軍との間でも活発な対話などが行われている。

さらに、防衛研究所は、ロシア連邦軍参謀本部軍事戦略研究センターなどのロシア国防省関係研究機関との間で、日露防衛研究交流を継続的に行っている。

2) <http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/10keikaku.html>

ウ 部隊間の交流など

陸自とロシア陸軍は、03（同14）年以来、北部方面隊とロシア極東軍管区との間で部隊指揮官が相互に訪問するなどの交流を行っている。昨年11月にも、北部方面總監が初めて訪露し、ロシア極東軍管区司令官と意見交換を行った。

海自とロシア海軍は、96（同8）年の海自艦艇のウラジオストク訪問以来、毎年艦艇の相互訪問を行っている。また、98（同10）年から日露搜索・救難共同訓練を行っており、昨年9月には、対馬北東海域において第6回日露搜索・救難共同訓練が行われた。本年6月に、海自艦艇の訪露の機会を利用して、第7回日露搜索・救難共同訓練が行われた。また、同月、自衛艦隊司令官が初めて訪露し、ウラジオストクにてロシア太平洋艦隊司令官と意見交換を行った。

（4）日中防衛交流

中国は、アジア太平洋地域で大きな影響力を持っており、防衛分野での相互理解を深め協力の基盤をつくることは、両国間の安全保障のみならず、この地域の平和と安定にも有益である。

98（同10）年、久間防衛庁長官（当時）が訪中した際の防衛首脳会談において、防衛首脳レベルでの対話の継続実施など、今後の防衛交流の進め方について合意した。また、同年、小淵総理（当時）と江沢民国家主席（当時）との日中首脳会談では、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」を発表し、両首脳は、両国の防衛交流が相互理解の増進に有益な役割を果たしていることを積極的に評価したほか、安全保障・防衛分野での交流を徐々に深めることで意見が一致した。

防衛庁は、中国防衛当局者との交流の中で、特に、日本の防衛政策に対する中国側の理解の促進に努めるとともに、中国の軍勢力や国防政策の透明性が向上するよう働きかけている。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

03（同15）年9月、石破防衛庁長官（当時）が訪中し、ソウ・ゴウセン曹剛川国防部長と会談を行った。これを契機に実務レベルを含む防衛交流を積極的に推進することで認識が一致した。

次官級協議については、昨年1月に守屋事務次官が訪中し、ユウ・コウカイほぼ3年ぶりに再開して以来、昨年10月の熊光楷副総参謀長訪日、本年3月の守屋事務次官訪中時に継続的に協議を行っている。そこでは、国際情勢、地域情勢、日中両国の防衛政策などについて率直な意見交換を行い、また、両国防衛当局の相互理解及び信頼関係の増進の観点で、日中防衛交流を更に進展させていくことが重要であるとの認識で一致した。

イ 防衛当局者間の定期協議など

両国の外交・防衛当局間による安全保障対話が、現在まで9回継続的に行われている。また、防衛研究所一般課程への2人目の留学生受け入れや防衛研究所を中心とした研究交流や教育分野の交流、友好親善のための相互訪問などが行われている。



日露搜索・救難共同訓練に参加している
海自ヘリコプター（SH-60J）



本年3月に行われた日中次官級協議における意見交換

ウ 部隊間の交流など

00（同12）年10月、森総理（当時）と訪日した朱鎔基首相（当時）との会談において艦艇の相互訪問を早期に実現することで意見が一致した。しかしながら、02（同14）年5月に中国海軍艦艇が訪日する予定を中国の申し出により延期された経緯もあり、早期実現に向けて両国で調整を行っている。

（5）日豪防衛交流

オーストラリアは、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的価値観を共有する重要なアジア太平洋地域のパートナーであり、安全保障面でもオーストラリアとわが国はともに米国の同盟国として戦略的利害が一致しており、防衛分野において多くの関心を共有している。このような観点から、オーストラリアとの間で防衛交流を進め協力の基盤をつくり、政策面においてより効果的に協調、協力を図ることは、アジア太平洋地域における平和と安定にとって重要である。

02（同14）年5月、小泉総理がオーストラリアを訪問し、ハワード首相と創造的パートナーシップを構築することで合意し、安全保障を含む幅広い分野にわたって具体的な協力を促進していくとの認識で一致した。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

03（同15）年9月、ヒル国防大臣が訪日し、石破防衛庁長官（当時）と会談し、地域情勢、防衛政策、防衛交流などについて意見交換を行うとともに、両国の防衛交流の発展に関する覚書に署名した。これに基づき、両国の防衛首脳をはじめとするハイレベルの交流が継続的に行われている。

昨年9月、守屋事務次官が訪豪し、スミス国防次官と日豪次官級協議を行い、防衛政



リッチー・豪海軍本部長（右）と会談する
齋藤海幕長（左）

策、東南アジアにおけるテロリストの活動などについての意見交換を行った。さらには、本年5月、大野防衛庁長官が訪豪し、ヒル国務大臣との間でイラク・ムサンナー県における活動について英国を加えた3か国で緊密に連携していくことや、2国間防衛交流の推進について一致し、また、海上の安全保障や災害救援の分野での協力や、日米・米豪関係について意見交換を行った。同大臣とは、同年6月のIISSアジア安全保障会議の際にも会談を行い、イラク情勢、海上の安全保障、災害救援などについて意見交換を行った。

同年5月には、リッチー・豪海軍本部長が訪日し、齋藤海幕長と率直な意見交換を行った。

イ 防衛当局者間の定期協議など

96（同8）年以降、毎年、局長・審議官級の防衛当局間協議と外交当局を含めた安全保障対話を行っている。また、統合幕僚会議事務局、陸・海・空自衛隊とオーストラリア軍との間においても継続的な協議をするとともに、留学生の相互派遣や研究交流を行っている。

ウ 部隊間の交流など

海自とオーストラリア海軍は、昨年10月及び本年4月に、オーストラリア艦艇が訪日するなど艦艇の相互訪問、オーストラリア軍機のわが国への親善訪問など部隊間での交流を行っている。

陸自は、東ティモール・マリアナ地区などにおいてオーストラリア陸軍派遣部隊との

交流を行ったほか、イラク・ムサンナー県においても本年5月のオーストラリア軍の部隊の派遣に伴い交流が行われるなど、国際平和協力活動の分野での交流も行われている。

(6) 日英防衛交流

英国は、欧州のみならず世界に影響力を有する大国としてわが国と深い関係を有しており、安全保障面でも米国の重要な同盟国としてわが国と戦略的利害が一致している。このような観点から、英国との間で防衛交流を進め、政策面における協調、協力を図ることは、双方にとって重要である。

昨年1月、石破防衛庁長官（当時）とフーン国防大臣（当時）との間で、両国の各分野での防衛交流を発展させていくための「防衛交流に関する覚書」が署名され、あらゆるレベル、様々な分野で交流を進めていくことが確認された。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

昨年9月、フーン国防大臣（当時）が訪日し、石破防衛庁長官（当時）と会談を行い、イラク復興支援、北東アジア情勢、日英防衛交流などについて意見交換を行った。

また、本年初め、イラク・ムサンナー県における治安維持任務が蘭軍から英国軍に移管されることが決定されたことに伴い、同年2月、大野防衛庁長官とフーン大臣（当時）の間で電話会談を行い、イラクにおいて日英間での協力を引き続きすすめていくことについて一致した。同年6月のIISSアジア安全保障会議の際、大野防衛庁長官はリード国防大臣と会談し、イラク派遣における英国軍の支援に対する感謝を述べたとともに、中国軍の近代化や欧州連合（EU）^{3）}の対中武器禁輸措置の解除問題について意見交換を行った。

同年3月には、森陸幕長が訪英し、ジャクソン・英国陸軍参謀長と率直な意見交換を行った。

イ 防衛当局者間の定期協議など

昨年2月、局長・審議官級の日英防衛当局者協議が行われ、相互に防衛政策やイラク問題について意見交換するなど、局長・審議官級の防衛当局間協議と外交当局を含めた安全保障対話を行っている。また、統合幕僚会議事務局、陸・海・空自衛隊と英国軍との間においても継続的な協議をするとともに、留学生の相互派遣や研究交流を行っている。

ウ 部隊間の交流など

陸自は、イラクにおいて英国軍との交流を行っている。特に、本年3月に陸自派遣部隊が活動を行っているムサンナー県において治安維持活動に従事していたオランダ軍の撤収に伴い、英国軍がその任務を引き継ぎムサンナー県に部隊を展開して以降、サマーワにおいて部隊間の交流を活発に行っている。

(7) 東南アジア諸国との防衛交流

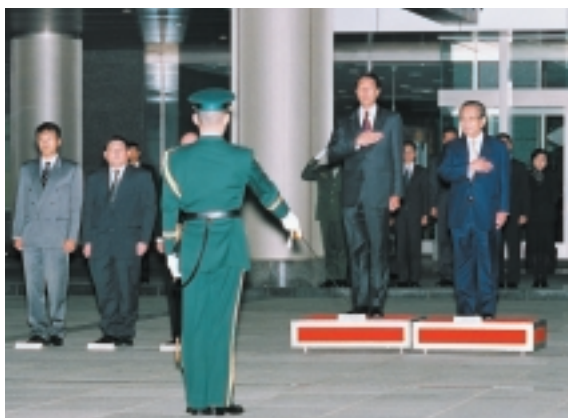
東南アジア諸国は、海上交通の要衝を占める地域に位置するとともに、わが国と密接な経済関係を有しており、これらの国々と安全保障上の諸問題について対話を促進し、協力の基盤をつくることは、双方にとって有意義である。

本年1月、大野防衛庁長官がインドネシア、シンガポール及びマレーシアを訪問し、



ジャクソン・英国陸軍参謀長（左）と会談する
森陸幕長（右）

3）67（昭和42）年に発足した欧州共同体（EC：European Community）を、経済的な統合を目的に発展させ、93（平成5）年に、引き続き経済・通貨統合を進めるとともに、共通外交安全保障政策や司法・内務協力などのより幅広い協力を目指す政治・経済統合体である「欧州連合（EU）」が発足している。



テオ・シンガポール国防大臣（左）と
栄誉礼を受ける大野防衛庁長官（右）



コンサック・タイ王国空軍司令官（右）と
記念品の交換を行う吉田空幕長（左）

インドネシアのユウォノ国防大臣、シンガポールのテオ国防大臣、マレーシアのナジブ副首相兼国防大臣と防衛首脳会談を行い、インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波災害、両国の防衛政策、海上の安全保障、防衛交流などについて意見交換を行った。また、シンガポールのテオ国防大臣は、同年2月にも来日し、防衛首脳会談を行った。同年5月には、大野防衛庁長官が日本の防衛庁長官として初めてフィリピンを訪問し、対テロ、災害対策、海上の安全保障における協力や、日米・米比関係、日比防衛交流などについて意見交換を行った。同年6月のIISSアジア安全保障会議の際にも、シンガポールやフィリピンの国防大臣と会談を行った。

東南アジア諸国との交流（昨年6月以降）

訪 問

年月	訪 問 者	訪 問 国
04年8月	中島防衛庁長官政務官(当時)	インドネシア、マレーシア
05年1月	大野防衛庁長官	インドネシア、シンガポール、マレーシア
1月	今津防衛庁副長官	インドネシア、タイ
2月	先崎統幕議長	インドネシア、タイ
同月	吉田空幕長	タイ
5月	大野防衛庁長官	フィリピン

訪 日

年月	訪 問 者
05年2月	シンガポール国防大臣

最近の主なハイレベルの交流は、次表のとおり行われており、東南アジアとの交流は着実に進展している。

実務者レベルの防衛当局者間の定期協議も順調に行われており、安全保障・防衛分野での意見交換を通じて相互理解と信頼関係の増進に努めている。また、各種幕僚協議、研究交流、留学生の派遣・受け入れ、艦艇の訪

問を中心とした部隊間の交流なども着実に行われている。これらの交流は、地域の平和と安定に重要な役割を果たしうる多国間のネットワークを構築する基礎となっている。

(8) その他の諸国との防衛交流

防衛庁は、前述の近隣諸国のほかにもアジア太平洋諸国の一員であるインドやモンゴル、カナダ、イラクにおける自衛隊の活動で関係するオランダ、クウェート、UAE、さらには、その他の欧州諸国やNATOをはじめ、多くの国々とハイレベルの交流、実務者レベルの定期協議、留学生の派遣・受け入れなどを行っている。また、部隊間の交流では、国際平和協力活動の派遣先における部隊相互の交流、艦艇の訪問などを活発に行っている。インドとの間では、本年4月の小泉総理の訪印の際、シン印首相と会談し、日印間の今後の取組の一つとして、制服組間の交流を含む、安全保障・防衛分野での交流を更に進めていく希望を再確認した。これを受け、同年5月には今津防衛庁副長官が訪

印し、ムカジー国防大臣やハンディーク国防担当閣外大臣との間で地域情勢や防衛政策につき意見交換し、防衛交流の重要性について一致した。

最近の主なハイレベル交流は、次表のとおり行われており、多数の国々との緊密な協調関係の構築を図っている。その他、同年6月のIISSアジア安全保障会議の際に、大野防衛庁長官はモンゴルの国防大臣との会談を行った。

また、昨年、海自の練習艦隊が、遠洋練習航海で中南米諸国を訪問した。

このようにわが国は、自由と民主主義といった国の基本となる価値観を共有する国々と交流することにより、世界レベルでの平和と安定に重要な役割を果たしている。

その他の諸国などとの交流（昨年6月以降）

訪 問

年月	訪 問 者	訪 問 国
04年6月	古庄海幕長（当時）	U A E
9月	古庄海幕長（当時）	オマーン
11月	古庄海幕長（当時）	メキシコ
05年1月	守屋事務次官	ポーランド、ドイツ、フィンランド
2月	齋藤海幕長	トルコ
3月	森陸幕長	オランダ
5月	今津防衛庁副長官	インド
同月	先崎統幕議長	ベルギー、NATO、EU

訪 日

年月	訪 問 者
04年6月	U A E 海軍司令官
7月	インド空軍参謀長
9月	オマーン海軍司令官
11月	クウェート副首相兼国防大臣
同月	フィンランド国防大臣
同月	オランダ国防大臣
同月	英国防衛輸出サービス機構長官
同月	メキシコ海軍参謀総長
05年1月	フランス陸軍参謀長
4月	NATO事務総長
同月	スイス大統領兼国防大臣
5月	スウェーデン国防副大臣
6月	ニュージーランド国防大臣
同月	クウェート空軍司令官

多国間の安全保障対話

（１）多国間安全保障対話の意義

多国間の安全保障対話では、安全保障に関する共通の関心事項について関係国間で意見交換を行い、相互理解を深めることにより、信頼関係を増進でき、また、複数国間にまたがる問題について関係国が自ら積極的に取り組むことで、地域の平和と安定に効果的に貢献できることから、その意義は極めて大きい。特に、アジア太平洋地域の平和と安定に関しては、依然として不透明、不確実な要素が存在しており、また、近年は大量破壊兵器の拡散などの新たな問題が強く認識されている。これらは、地域全体の安全保障上の不安定要因となり得るものであり、この意味からも多国間の安全保障対話を積極的に進めることが重要である。

（２）ASEAN地域フォーラム（ARF）

ARFは、93（同5）年のASEAN外相会議と同拡大外相会議において17か国と欧州共同体（EC）（当時）によりアジア太平洋地域の政治・安全保障対話を行う場として創設が合意された。94（同6）年の第1回閣僚会合以来、毎年、閣僚会合が開催されており、徐々にその参加国を拡大しつつ、現在では、23か国と1機関⁴となっている。

ARFは、現状では欧州においてみられるような安全保障機構ではないが、アジア太平洋地域において、全域的な政治・安全保障に関する唯一の対話協力場である。また、防衛当局の参加の重要性も認識されるようになり、外交当局と防衛当局の双方の代表が出席した各種政府間会合が開催されているという意味で意義がある。

4）ASEAN10か国（インドネシア、カンボジア（95年から参加）、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー（96年から参加）、ラオス）、北朝鮮（00年から参加）、韓国、中国、米国、日本、インド（96年から参加）、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、パキスタン（04年から参加）、バブアニューギニア、モンゴル（98年から参加）、ロシアの23か国及びEU

5) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/kakuryo11_g.html

6) ARFの中期的アプローチとは、信頼醸成の促進、予防外交の進展、紛争解決へのアプローチの充実の3段階をいう。

95(同7)年の第2回閣僚会合で、ARFの今後のプロセスとして、これら3段階に沿って漸進的に進められるべきことが合意された。

昨年7月の第11回閣僚会合⁵⁾では、対話を通じた朝鮮半島の非核化の平和的解決、テロ・大量破壊兵器の拡散問題などについて活発な意見交換が行われた。また、ARFの中期的なアプローチ⁶⁾が第1段階の「信頼醸成の促進」^{じょうせい}から第2段階の「予防外交の進展」に移行しつつあるのを受けたARFの将来の方向性について議論された。

防衛庁は、ARFがアジア太平洋諸国の共同体意識を醸成し、地域の安全保障環境を安定化させるものとなるには、ARFのプロセスが進展する中で、防衛当局間の信頼関係の増進が重要であると考えている。このため、ARFに継続的に参加し、防衛政策の透明性の向上、防衛当局間の率直な意見交換などを通じた相互理解を図るための努力を続けている。

ARFでは、外相級の閣僚会合の他に、高級事務レベル会合(SOM)や信頼醸成に関するインターセッション支援グループ(ISG)が開催されている。このような場で、外務当局者と合同で行われる全体会合とは別に、02(同14)年以降、閣僚会合に先立って、ARF防衛当局者会合などを開催することが定例化しており、防衛庁からも関係者が積極的に参加して各国の防衛当局者との間で率直な意見交換を行うなど、防衛当局者のARFへの関与は着実に進展している。

また、第11回ARF閣僚会合で中国が提案したARF安全保障政策会議が、昨年11月に北京で開催され、防衛庁、防衛研究所や外務省などから審議官級が参加した。会合では、「国際的な安全保障環境」、「各国の防衛政策」について発表が行われ、また、「テロ、武器密輸、麻薬取引などの非伝統的な脅威に対する防衛当局間の協力の可能性」について討議が行われた。本年もARF・SOMに併せて開催され、今後も、年1回、同様にARF・SOMに併せて開催されることとなっている。

(3) 防衛庁・自衛隊が主催又は参加している多国間安全保障対話

防衛庁は、各国防衛当局者との情報・意見交換を通じた相互理解の増進と信頼醸成を図るため、わが国が主体性をもって積極的に安全保障対話を進めることが、アジア太平洋地域の安定化に重要であると考えている。このような認識の下、内部部局や陸・海・空自衛隊、防衛大学校、防衛研究所において各種セミナーを主催するなど、多国間の安全保障対話を主体的に行うとともに、諸外国やその他の機関が主催する対話にも積極的に参加している。

防衛庁・自衛隊が主催又は参加している多国間安全保障対話の概要は、次表のとおりである。

アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)は、96

(同8)年から毎年防衛庁が主催しているものであり、各国の防衛政策への相互理解を深め、その透明性を高めて地域の安定化に寄与することを目的とし、各国の防衛政策や、防衛面に焦点をあてた信頼醸成措置への取組について意見交換を行っている。昨年10月の第9回目のフォーラムでは、ARFメンバーである22か国及びEUの参加を得て、「平和構築における軍の役割」、「平和構築における各国防衛当局間の協力の可能性」について議論するとともに、防衛政策の透明性向上への取組の現状について意見交換を行った。フォーラム開催の冒頭で、防衛庁・自衛隊発足50周年記念行事の一環として、守屋事務次官が国際安全保障環境安定化



第9回東京ディフェンス・フォーラムにおいて
記念講演を行う守屋事務次官(左)

のための防衛庁・自衛隊の取組に関し、記念講演を行った。また、本年6月の第10回のフォーラムには、同じく22か国、EUの他、国連人道問題調整部（OCHA）などの参加を得て、「インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波災害への各国の軍隊などによる救援活動の教訓に基づく今後の課題と地域協力の可能性」について意見交換を行い、今般の救援活動を教訓として、同様の活動を行う国や国際機関の間での緊密な調整及び災害速報などの情報の共有、今後もARFをはじめとする多国間対話の場での意見交換が必要であることなどについて認識が一致した。



第10回東京ディフェンス・フォーラムにおける意見交換

IISSアジア安全保障会議は、民間機関主催の国際会議であるが、アジア太平洋地域の国防大臣などが多数参加するほぼ唯一の会議であり、毎年シンガポールにて開催されている。同年6月に開催された同会議には、22か国から国防大臣などが参加した。わが国からは大野防衛庁長官が参加し、「アジア太平洋における大量破壊兵器への対応」というテーマの下で、大量破壊兵器をはじめとする様々な現代の安全保障上の課題に対応するため、日本が平和支援国家として国際社会と協力していく必要がある旨のスピーチを行った。また、この会議の際に、大野防衛庁長官は、米国、韓国、オーストラリア、英国、シンガポール、フィリピン、モンゴルの国防大臣などの要人と個別に意見交換を行った。

アジア安全保障会議においてスピーチを行う
大野防衛庁長官

昨年は、統合幕僚会議事務局及び航空自衛隊が創立50周年を迎え、その記念行事の一環として、10月に、先崎統幕議長及び米国太平洋軍司令官の共催で、25か国の参謀総長の参加を得て、アジア・太平洋諸国参謀総長等会議（CHOD）を、また、9月には、津曲空幕長（当時）の主催で、28か国の空軍参謀長などの参加を得て、空軍参謀長等会議（ACCJ）を開催した。

Air Chiefs Conference in Japan



アジア・太平洋諸国参謀総長等会議における意見交換

空軍参謀長等会議において概況説明を行う
津曲空幕長（当時）

防衛庁主催による多国間安全保障対話

安 全 保 障 対 話		概 要	最 近 の 状 況
内部部局など	アジア・太平洋地域防衛当局フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	防衛庁の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	昨年10月のフォーラムでは、「平和構築における軍の役割」、「平和構築における各国防衛当局間の協力の可能性」について議論し、本年6月には、災害への各国軍隊などによる支援について議論した。なお、昨年及び本年ともにARFメンバー22か国と1機関（EU）が参加した。
	アジア・太平洋地域防衛当局フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会）	防衛庁の主催により、02年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当課長（大佐）クラスの参加を得て、多様化する軍の役割などの防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	本年1月、上に同じく22か国1機関が参加し、第4回目の分科会を開催し、「海洋の安全保障」、「大量破壊兵器等の不拡散への取組」、「自衛隊の災害派遣の取組」などを主題として意見交換を行った。
陸上自衛隊	陸軍兵站実務者交流	陸自の主催により、97年から毎年開催し、アジア太平洋地域と欧州地域の兵站関係者を各年度毎に交互に招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	昨年11月、4か国が参加し、「イラクにおける兵站支援活動」、「将来の兵站支援体制」を主題として意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	昨年 8 月、8か国が参加し、第4回目のセミナーを開催し、「部隊における練成訓練のあり方」を主題として意見交換を行った。
海上自衛隊	アジア・太平洋諸国 海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの海軍大学教官などの参加を得て、海軍力の果たす役割などに関する意見を交換する場としている。	本年 2 月、15か国が参加し、第8回目のセミナーを開催し、「各国における海軍が対処すべき新たな脅威に対する多国間協力の現状と展望」を主題として意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生多国間セミナー（WPNS SONG） Western Pacific Naval Symposium Seminar for Officers of Next Generation	海自の主催により、00年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの海軍大学学生などの参加を得て、リーダーシップ教育の現状などに関する意見を交換する場としている。	昨年11月、20か国が参加し、第4回目のセミナーを開催し、「リーダーシップ教育の評価法について」などを主題として意見交換を行った。 なお、第3回目のセミナー以降、WPNS SONG（西太平洋海軍シンポジウム次世代士官プログラム）とも呼称している。
航空自衛隊	国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。	本年2月、7か国が参加し、第9回目のセミナーを開催し、「各国空軍が幹部教育に求めるもの」を主題とし意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	昨年11月、10か国が参加し、第4回目のセミナーを開催し、「アジア太平洋地域における安全保障と各国の役割について」を主題とし意見交換を行った。
	空軍参謀長等会議 （ACCJ） Air Chiefs Conference in Japan	空自の主催により、空自創立50周年を記念して開催し、各国空軍参謀長などが共通の課題について意見を交換した。	昨年9月、アジア太平洋地域をはじめとする世界各国から28か国の空軍参謀長などを招き、「21世紀における空軍力の役割と空軍間の相互協力」を主題とし意見交換を行った。
防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の軍学校の教官などの参加を得て、士官学校における教育などに関する意見を交換する場としている。	昨年7月、13か国が参加し、第9回目のセミナーを開催し、「士官学校における今後の戦略教育のあり方」を主題とし意見交換を行った。
	国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	本年3月、13か国が参加し、第8回目の会議を開催し、「国際社会における軍隊」を主題とし意見交換を行った。
防衛研究所	アジア・太平洋諸国 安全保障セミナー	防研の主催により、94年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの軍関係者などの参加を得て、アジア太平洋地域の安全保障秩序などに関する意見を交換する場としている。	昨年11月、20か国が参加し、第11回目のセミナーを開催し、「アジア太平洋地域における安全保障協力の推進」に焦点をあてた発表や討議、部隊見学などを行った。
	安全保障国際シンポジウム	防研の主催として、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	本年2月、米国、ロシア、韓国、シンガポールから著名な研究者を招き、「プッシュ第2期政権の安全保障政策」を主題として意見交換を行った。
	国際安全保障コロキウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度な専門的な報告及び討議を行う場としている。	昨年10月、オーストラリア、韓国、インド、フィリピン、マレーシアの専門家を招くとともに、国内の専門家を交えて「中国の台頭とアジアの安全保障」を主題として議論を行った。
	戦史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦史の比較による相互理解などを目的として行っている。	昨年9月、ロシア、カナダ、ドイツ、韓国、ポーランド、トルコの研究者を招き、「日露戦争と世界」を議題として意見交換を行った。

なお、多国間安全保障対話の場ではないが、民間を含む各国へのわが国防衛政策などの説明のため、防衛庁は、いわゆるオピニオン・リーダー（政治家、学識経験者、マスコミ関係者など）の招へい事業を行っている。これは、01（平成13）年度より、アジア太平洋諸国のうち、特にわが国として信頼関係を深めることが有益と思われる国から、主として安全保障政策の面で影響力のある、いわゆるオピニオン・リーダーをわが国に招へいし、防衛庁・自衛隊に対する理解を促進し、信頼関係をいっそう強化するため、防衛庁幹部との意見交換や自衛隊部隊の研修などの交流を行っている。これまで、本事業を7回実施し、インド、インドネシア、フィリピン、韓国、マレーシア、シンガポール及びタイから招へいした。

その他の多国間安全保障対話など（持ち回り開催又は他国などで開催される多国間安全保障対話など）

その他の多国間対話など		概 要
政	内部部局 など	日米韓防衛実務者協議 日本、米国、韓国3か国の防衛当局の実務者が安全保障上の諸問題について広く意見交換を行う場である。94年に開催され、96年以降政府間会合として位置付けられた。
	アジア太平洋地域後方補給セミナー（PASOLS） Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。
	アジア太平洋防衛分析会議（AMORS） Asia-Pacific Military Operations Research Symposium	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法（注）に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
	A R F 安全保障政策会議	参加国の持ち回り開催により、A R F 参加国のハイレベルの防衛当局及び外交当局の関係者が参加して、アジア太平洋地域の安全保障に関する情報交換を行う場である。昨年11月の第1回に参加した。
府	統合幕僚会議	アジア・太平洋諸国参謀総長等会議（CHOD） Asia-Pacific Chief of Defense Conference 米国の主催又は参加国との持ち回り共催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。昨年10月、日本及び米国の共催により、第7回目の会議が東京で開催された。
	陸上自衛隊	太平洋地域陸軍管理セミナー（PAMS） Pacific Armies Management Seminar 米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。
主	太平洋地域陸軍参謀総長等会議（PACC） Pacific Armies Chiefs Conference	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。
	海上自衛隊	国際シーパワーシンポジウム（ISS） International Sea power Symposium 米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
催	西太平洋海軍シンポジウム（WPNS） Western Pacific Naval Symposium	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
	西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。
	航空自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会議（PACC） Pacific Air Chiefs Conference 米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場であり、89年の第1回から参加している。
民	環太平洋空軍作戦部長会議（DOCONF） Director of Operations Conference	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催（96年及び97年は2回開催）され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。
	アジア安全保障会議	英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回から参加している。
	北太平洋安全保障三極フォーラム	米国、ロシア、日本3か国の民間研究機関（日本国際問題研究所など）の主催により、3か国の外交・防衛当局者や民間研究者が北太平洋地域の安全保障にかかわる諸問題に関して自由に意見交換を行う場である。94年の第1回から参加している。
主 催	北東アジア協力ダイアログ（NEACD） The Northeast Asia Cooperation Dialogue	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所（IGCC）や米国、ロシア、中国、韓国、日本5か国の民間研究機関など（日本国際問題研究所など）が中心となり、参加国から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。

（注）部隊の配備や運用計画などを定量的に評価し、最良策を決定するための手法

多国間の共同訓練

(1) アジア太平洋地域での多国間共同訓練の意義

00（平成12）年から、アジア太平洋地域では、地域の平和と安定のため、人道支援活動、災害救援、非戦闘員退避活動などにかかわる多国間における協力の基盤づくりを行うよう、それまで行っていた戦闘を想定した訓練に加え、人道支援活動などへの対応を取り入れた多国間での訓練への取組が始まった。具体的には、00（同12）年のリムパックでの難民救援訓練、米国・タイなどが人道支援活動や平和執行活動などに焦点をあて行っているコブラ・ゴールド演習⁷、シンガポール（00（同12）年）、わが国（02（同14）年）及び韓国（昨年）が主催した西太平洋潜水艦救難訓練などが挙げられる。

防衛庁・自衛隊としては、このような多国間共同訓練に参加し、また、これを主催することは、自衛隊の各種技量の向上はもとより、関係国間の各種調整や意見交換を通じ、協力の基盤づくりに寄与するものと考えており、引き続き、主体的・積極的に取り組んでいくこととしている。

(2) アジア太平洋地域での多国間共同訓練の主催など

ア 多国間共同訓練の主催など

わが国が主催するはじめての多国間共同訓練として、02（同14）年4月、海自主催により、西太平洋潜水艦救難訓練⁸を行った。また、同年10月には、海自が国際観艦式に引き続き、多国間搜索救難訓練⁹を主催した。搜索・救難訓練は、98（同10）年以降、二国間で行われていたが、多国間の枠組みで行われたのは、この訓練が初めてであった。

最近、自衛隊が参加している多国間共同訓練は、次表のとおりである。

多国間共同訓練の主催など（昨年6月以降）

年 月	訓 練	概 要
05年5月	コブラ・ゴールド ⁰⁵	米軍とタイ軍の共催により、日本を含む21か国から軍及び官民の関係者が参加し、タイにおいて、今回のスマトラ沖大地震及びインド洋津波災害を受けて、国際的な災害救助活動に関するワークショップ及び幕僚訓練が行われた。本訓練に、幹部自衛官等23名が参加した。
同 月	WPNS多国間海上訓練 Western Pacific Naval Symposium	シンガポール海軍の主催により、日本を含む9か国から艦船などが参加し、戦術運動訓練、通信訓練などが行われた。海自からは護衛艦「せとぎり」（SH-60J 1機搭載）が参加した。

イ 多国間共同訓練へのオブザーバーの派遣など

自衛隊は、01（同13）年以降、毎年行われているコブラ・ゴールド演習¹⁰に、統幕、各自衛隊及び内局よりオブザーバーとして幹部自衛官などを派遣している。

他方、わが国が行う二国間訓練などへの諸外国からのオブザーバーの招へいにも取り組んでいる。01（同13）年9月、わが国で行った第4回日露搜索・救難共同訓練には、自衛隊として、



アジア太平洋地域多国間協力プログラムにおける意見交換

7) 本演習は、米国及びタイの二国間訓練として行われていたが、00（平成12）年に、指揮所演習部分にシンガポールが加わり（昨年はフィリピン、モンゴルも参加）、多国間演習となった。このほか、二国間では従来どおり実動演習などが行われた。また、指揮所演習にはアジア太平洋地域諸国から多数のオブザーバーを受け入れている。

8) 00（平成12）年、シンガポール海軍が主催した第1回西太平洋潜水艦救難訓練に、海自は艦艇2隻を派遣した。また、02年（同14）の第2回目の訓練には、海自の艦艇3隻を含め、5か国10隻の艦艇が参加し、九州西方海域で、潜水艦救難技術の展示などを行った。

9) 多国間搜索救難訓練は、関東南方海域などにおいて、海自の艦船が模擬した遭難商船に対して参加国の艦艇などが、搜索・救難を行う手順や共同要領を訓練したものである。参加国（9か国）
日本、インド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、ニュージーランド、フランス、ロシア
オブザーバー参加国（4か国）
カナダ、フィリピン、ベトナム、マレーシア

10) これまで、コブラ・ゴールド演習へは、自衛隊よりオブザーバー派遣を行っていたが、防衛庁として演習内容を検討した上で、本年5月に行われたコブラ・ゴールド05に初めて参加した。

はじめて、アジア太平洋地域の8か国から9名のオブザーバーを招へいした。

また、陸自は、02（同14）年以降、毎年主催しているアジア太平洋地域多国間協力プログラム（MCAP）¹¹に、アジア太平洋地域を中心とした関係各国からオブザーバーを招へいしている。

最近、自衛隊がオブザーバーを派遣又は招へいしている多国間共同訓練は、次表のとおりである。

多国間共同訓練へのオブザーバー派遣など（昨年6月以降）

年 月	訓 練	概 要
04年7月	ピッチ・ブラック PITCH BLACK	オーストラリア空軍が主催し、フランス、シンガポール及びタイが参加し、戦術技量の向上などを目的とし行われた。本訓練に、他の10か国からのオブザーバーとともに、空自より2名がオブザーバーとして派遣された。
同年10月	第3回アジア太平洋地域 多国間協力プログラム （MCAP2004） Multinational Cooperation Program in the Asia Pacific 2004	陸自主催により、アジア太平洋地域を中心とした15か国からオブザーバーを招へいし、アジア太平洋地域における多国間協力について意見交換を行うとともに、陸自の部隊等の研修を通じて陸自に関する理解を促進させ、相互理解及び信頼醸成を図ることを目的として、「大規模災害での国際協力における陸軍種の役割」というテーマで研修及び意見交換が行われた。

11）本プログラムは、02（平成14）年に開始され、昨年15か国からオブザーバーの参加を得て行われた。

昨年の参加国：オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、米国、ベトナム

2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

近年、新たな脅威の1つとして大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルとこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このため、大量破壊兵器やその運搬手段などを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散への取組が、今日の国際社会の平和と安定にとって差し迫った課題となっている。

他方、人道上の観点から、特定の通常兵器の規制を求める国際世論なども高まりを見せており、こうした人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応していくことが各国にとって重要な課題となっている。

これら課題に対する取組として、次表に示すように、世界各国の協力の下、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制が整備されている。

以上を踏まえ、わが国としては、核兵器のない世界を目指した現実的・^{ぜんしん}漸進的な核軍縮・不拡散への取組、またその他の大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどに関する軍縮・不拡散、更に特定の通常兵器の規制問題に関する国際的な取組に積極的な役割を果たしていくこととしている。

このため、防衛庁・自衛隊としても、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮・不拡散分野の努力に対し、様々な協力を行っている。

また、防衛白書で自衛隊の保有する装備の種類や数量などの情報を毎年公開するなど、軍備の透明性の確保にも努めている¹。

1）資料19～22（p368～371）参照

大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資等並びに通常兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制

区 分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・ 軍縮・不拡散 関連条約など	核兵器不拡散条約 (NPT) 包括的核実験禁止 条約(CTBT)	化学兵器禁止 条約(CWC)	生物兵器禁止 条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に 立ち向かうためのハー グ行動規範(HCOC)	特定通常兵器 使用禁止・制限 条約(CCW) 対人地雷禁止 条約(オタワ条 約) 小型武器の非 合法取引規制 国連軍備登録 制度
不拡散の ための輸出 管理体制	原子力供給国 グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理 レジーム(MTCR)	ワッセナー・ アレンジメント (WA)
大量破壊 兵器の不 拡散のた めの国際 的な新た な取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議1540				

大量破壊兵器などの軍縮・不拡散関連条約など

(1) 核兵器

ア 核兵器不拡散条約及び包括的核実験禁止条約

核兵器の不拡散に関する条約(NPT)²⁾と原子力の平和的利用の促進と軍事目的への転用防止のために設立された機関である国際原子力機関(IAEA)³⁾の保障措置を中核とする不拡散体制が存在する。

95(平成7)年のNPT運用検討・延長会議において、NPTの無期限延長が決定されるとともに、包括的核実験禁止条約(CTBT)⁴⁾が発効するまで核兵器国は核実験実施を最大限自制することが合意された。

さらに、本年5月、NPT運用検討会議が開催され、核軍縮、核不拡散及び原子力平和利用などの実質的事項に係る討議が行われたが、最終的にこれら実質的事項について合意文書を作成することができなかった。

わが国は、CTBTの早期発効に向けて努力を続けているが、批准が発効要件となっている特定諸国のうち11か国⁵⁾が批准していないことから、条約発効の見通しは立っていない。

イ 原子力供給国グループ

原子力供給国グループ(NSG)⁶⁾は、核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の拡散を防止することを目的とし、74(昭和49)年のインドの核実験⁷⁾を契機に設立され、本年2月現在、わが国を含む44か国で構成される輸出管理レジームである。

わが国は、核兵器のない世界を目指した核不拡散の取組に積極的な役割を果たすとの観点から、原子力専用品と原子力汎用品及びその関連技術の輸出管理を重視しており、NSGにおける議論に積極的に参画している。

2) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>

3) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/index.html>

4) 地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発及び他の核爆発」を禁止する条約<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html>

5) 米国、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、エジプト、コロンビア、中国、北朝鮮、パキスタン、ヴェトナムの11か国が未批准(本年2月現在)

6) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>

7) IAEA保障措置下にあるカナダ製研究用原子炉からえた使用済み燃料を再処理してえたプルトニウムを使用した実験

(2) 化学兵器・生物兵器

ア 化学兵器禁止条約

「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(化学兵器禁止条約(CWC)⁸⁾)は、92(同4)年に採択され、97(同9)年にわが国を含む原締約国(Chemical Weapons Convention)87か国により発効し、本年5月現在、168か国が締約国となっている。CWCは化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。

防衛庁・自衛隊は、80(昭和55)年以降、この条約の交渉の場に、陸自から化学防護の専門家を随時派遣し、日本代表団の一員として条約案の作成に協力してきた。また、条約の発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に、97(平成9)年以降、化学防護の専門家である陸上自衛官⁹⁾を派遣している¹⁰⁾。

なお、陸自化学学校(埼玉県さいたま市)では、条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、97(同9)年以降5回の査察を受け入れている。

また、中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、日中共同声明、日中平和友好条約の精神を踏まえ、CWCに基づいて、政府全体として取り組んでいる。これまでの調査の結果、中国に遺棄されている旧日本軍の化学兵器は約70万発にのぼると推定される。

防衛庁・自衛隊は、遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員3名を出向させているほか、中国国内で行われる遺棄化学兵器の発掘・回収事業に化学兵器と弾薬の専門家である陸上自衛官を派遣するなど、この事業の円滑な遂行のために不可欠な協力を行っている。

わが国による本格的な処理事業は、99(同11)年から開始され、これまでに4回の処理事業に自衛官を現地に派遣¹¹⁾し、砲弾の鑑定、応急安全化処置を行うなど、日本側要員の中核としてこれに従事している。最近では、昨年9月、中国黒龍江省寧安市に自衛官6名を現地に派遣した。

イ 生物兵器禁止条約

「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」(生物兵器禁止条約(BWC)¹²⁾)は、75(昭和50)年より発効し、本年3月現在、154か国が締約国となっている。BWCは生物兵器と毒素兵器の開発・生産・貯蔵などを包括的に禁止するとともに、既に保有されている生物兵器及び毒素兵器を廃棄することを目的としている。¹³⁾

BWCでは、検証措置などが規定されていないことから、BWC強化のための検証議定書を作成する交渉が95(平成7)年から続けられてきたが、01(同13)年7月に米国が、検討されている検証措置には問題があるとしたため議定書の作成は一時中断¹⁴⁾した。その後、米国の主張を踏まえた議長提案がなされたことと、日本をはじめとする西側諸国が



寧安市において遺棄化学兵器の発掘・回収作業を行う隊員

8) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>

9) OPCWへの派遣実績
・97(同9)年6月～02(同14)年6月：陸将補1名(査察局長)
・97(同9)年6月～00(同12)年6月：1等陸尉1名(査察官)
・02(同14)年10月～：1等陸佐1名(運用・計画部長)
・04(同16)年8月～：陸将補1名(査察局長)

10) 資料49(p401)参照

11) 中国遺棄化学兵器廃棄処理事業への派遣実績
・00(同12)年9月：中国黒龍江省北安市へ自衛官8名
・02(同14)年9月：中国黒龍江省孫吳県へ自衛官6名
・03(同15)年9月：中国河北省石家庄市へ自衛官6名
・04(同16)年9月：中国黒龍江省寧安市へ自衛官6名

12) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html>

13) 生物兵器などの使用は、ジュネーブ議定書で禁止されているため、BWCには使用禁止規定は明記されていない。

14) 米国は、BWCを支持しているが、検証議定書案では、生物兵器の開発を阻止することが難しく、また安全保障上と産業上の秘密などが侵害されるとして、BWC強化のために検証議定書は必ずしも必要ではないとしている。また、01(同13)年11月には、議定書作成の代替として、条約違反行為に罰則を課すため各締約国が立法措置をとることや危険な微生物の管理強化などを含む、独自のBWC強化策を提案した。

15) 「条約の禁止事項を実施するための国内措置（刑罰法規の策定含む）、病原菌・毒素の安全管理・監視体制を確立するための国内措置、生物兵器の使用の疑惑及び疑義のある疾病の発生に対処し、調査・被害の緩和を行うための国際的対応能力の強化、感染症の監視・探知・診断に対処するための国内・国際的協力の強化、科学者のための行動規範」を指す。

16) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html>

17) 輸出管理を行うに際し、参加各国が守るべき規範を明文化したもの

18) 参加国を法的に拘束しない政治的合意
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/index.html>

19) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtcr.html>

20) 搭載能力500kg以上、射程300km以上のミサイルや関連する機材・技術は、特段の慎重な考慮が行われている。かかる輸出は拒否される可能性が極めて大きい。これに該当しなくても、大量破壊兵器の運搬に使用される懸念がある場合には、輸出が制限される。

21) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/unmovic_gai.html

22) UNMOVICへの派遣の実績
 ・01（同13）年2月～03（同15）年7月：2等海佐1名（分析・評価局分析官）
 ・03（同15）年3月～本年3月：2等空佐1名（分析・評価局分析官）

合意形成に努力したことから、02（同14）年11月、BWCを強化するための今後の作業計画が全会一致で合意された。この作業計画に従い、締約国は、条約の強化に関する5分野¹⁵について順次検討し、実効的な措置を打ち出すこととなった。

防衛庁・自衛隊は、BWCの強化のための交渉の場に、薬学・医学の専門家である陸上自衛官を必要に応じ派遣している。

ウ オーストラリア・グループ

オーストラリア・グループ（AG）¹⁶は、生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散を防止することを目的としており、本年6月現在、わが国を含む39か国が参加している。

AGでは、9.11テロ以降、生物・化学兵器のテロリストへの拡散防止の観点からも、その機能強化が図られており、02（同14）年の総会において、機能強化の一環として、AGガイドライン¹⁷が採択された。

防衛庁は、94（同6）年から毎年AGの会合に職員を参加させている。

（3）運搬手段（ミサイル）

ア 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範

弾道ミサイルの不拡散のための規範として、02（同14）年11月、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）¹⁸が、オランダ・ハーグにおいて採択された。原参加国は93か国であったが、本年4月現在、120か国が参加している。

わが国は、平和目的の宇宙ロケットなどの打ち上げに際して事前発射通報を行うなどの信頼醸成努力や、HCOCの普遍化に向けた非参加国への働きかけなどを行っている。

イ ミサイル技術管理レジーム

ミサイル技術管理レジーム（MTCR）¹⁹は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連機材・技術の輸出を規制²⁰することを目的としており、本年2月現在、わが国を含む34か国が参加している。

92（同4）年には、規制対象を、核兵器のみならず生物・化学兵器を含むすべての大量破壊兵器の運搬手段として使用可能なミサイルにまで拡大することが合意された。

防衛庁は、92（同4）年から毎年MTCRの会合に職員を派遣し、専門的な助言や意見交換を行うことにより、大量破壊兵器やその運搬手段の拡散などに対処するための規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力している。

（4）国連監視検証査察委員会

99（同11）年12月に採択された国連安保理決議第1284号に基づき、国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）²¹が設置され、02（同14）年11月から03年3月まで、イラクにおいて大量破壊兵器とその運搬手段に関する査察などを行った。

UNMOVICは、ニューヨークに所在する本部のほか、コミッショナー協議会などで構成されている。

防衛庁・自衛隊は、国際的な安全保障環境を改善するため、01（同13）年2月以降、UNMOVIC本部職員としてミサイルの専門家である海上自衛官1名に引き続き、航空自衛官1名を本年3月まで派遣し協力を行った²²。

特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

(1) 特定通常兵器使用禁止・制限条約

通常兵器の使用などに関しては、地雷、ブービートラップ²³や焼夷²⁴兵器などの使用を禁止又は制限する特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）²⁵がある。本条約は、80（昭和55）年に採択され、83（同58）年に発効した。

Convention on prohibitions or restrictions on the use of Certain conventional Weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects

近年、紛争終了後の爆発性戦争残存物（ERW）や一部の対戦車地雷（MOTAPM）²⁶がもたらし得る人道上の危険性を減少させるための交渉や検討などが行われてきた。

Explosive Remnants of War Mines Other Than Anti-Personnel Mines

03（平成15）年11月の締約国会議においては、紛争後のERW（地雷など、他のCCW議定書で既に規制対象となっているものを除く。）の危険を減少させるための一般的性格の復旧措置（除去責任、情報提供、可能な援助と協力など、一般的予防措置（弾薬の生産や管理など））に関し、議定書が採択された。

また、MOTAPM問題については、わが国は、米国、デンマークなどと共同で、MOTAPMの規制に関する新たな議定書作成の提案を行っている。

防衛庁は、当初の条約の作成と議定書の追加・改正の交渉の場、締約国会議、政府専門家会合などに、随時職員を派遣している。

(2) 対人地雷禁止条約

現在も全世界には多くの対人地雷が埋設²⁶されていると言われている。紛争終了後も放置された対人地雷は、一般市民を含む多くの人々に無差別的な被害をもたらし、ひいては、紛争後の国家の復興と発展を妨げている。このような対人地雷による人道上の問題を解決することを目指し、97（平成9）年、対人地雷禁止条約（オタワ条約）²⁷が採択され、99（同11）年に発効した。

防衛庁・自衛隊は、この条約に基づき、00（同12）年1月から自衛隊が貯蔵していた対人地雷の廃棄を開始した。条約に定める4年以内の廃棄を着実に履行し、03（同15）年2月、条約で認められた地雷の探知、除去などの技術開発と訓練のための必要最小限の例外的な保有分を除き、すべての対人地雷を廃棄した。

他方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として、対人障害システムの整備を進めており、当面は指向性散弾²⁸などと併せて対応することとしている。

本年3月現在、この条約は144か国が締結しているが、アジア太平洋地域などでは41か国のうち18か国しか締結しておらず、対人地雷の廃絶を実現するためには、この条約の締約国を増やすことが重要な課題となっている。このため、防衛庁としてもこの条約を締結していないアジア太平洋諸国などに対し、条約の締結を働きかけている。

さらに、防衛庁は、本条約の規定に従い、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うとともに、関連国際会議などに適宜職員を派遣するなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力している²⁹。

(3) ワッセナー・アレンジメント

冷戦終結に伴い、94（同6）年に解消された対共産圏輸出規制委員会（COCOM）³⁰に代わる新しい輸出管理体制について、93（同5）年から交渉が行われ、96（同8）年、「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」³¹が正式に発足した。このアレンジメントは、あらかじめ特定の地域を対象とすることなく、通常兵器と機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性を増大することにより責任ある管理を実現することにより、地域と国際社会の安全と安定に寄与し、

Wassenaar Arrangement

23）外見上は無害であるが、近寄ったり触れたりすると突然機能する、殺傷を目的とする装置

24）物質の化学反応による火災や高熱により、火災を生じさせたり、人に火傷を負わせたりすることを目的とする武器

25）01（平成13）年12月、条約の適用範囲を国際紛争に加えて内乱などにも拡大するため、条約を改正することが合意された。
< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html> >

26）97（平成9）年国連資料によると約1億1,000万個とされている。他方で、01（同13）年米国防務省レポートによると約5,000万個とされており、確定されていない。

27）
< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html> >

28）敵歩兵の接近を妨害するために使用する対歩兵戦闘用爆薬。隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近又は接触により爆発するように設計されたものではなく、対人地雷禁止条約で禁止されている民間人も無差別に被害を受けるものではない。

29）防衛庁は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99（同11）年から退職自衛官を国際協力機構（JICA）に推薦しており、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジアで地雷除去活動を行っているカンボジア地雷対策センター（CMAC）の整備・輸送アドバイザーとして派遣されている。00（同12）年5月に一人目の退職自衛官（元3等陸佐）が派遣され、02（同14）年5月に任期を終了したことを受け、同年12月から後任の退職自衛官（元2等陸佐）が派遣されている。

30）旧共産圏に対する戦略物資及び技術の輸出規制を目的とした輸出規制委員会、49（昭和24）年設立、94（平成6）年解消

31）
< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html> >

32) テロリストによる通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得の防止については、9.11テロ後の同年12月総会にて、ワッセナー・アレンジメントの細目を定める基本文書に明記された。

33) 一般的に、けん銃、機関銃から携帯用対戦車ミサイルまでを含む。また、弾薬や爆発物などを含む場合がある。

34) 01(平成13)年7月の国連小型武器会議において、小型武器の非合法取引の規制や回収・破壊のための国際協力などを盛り込んだ「最終文書(行動計画)」が採択された。
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/sw/index.html>>

35) <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/tourou/index.html>>

36) 7種類の装備品とは、戦車、装甲戦闘車両、大口徑火炮システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルとミサイル発射装置をいう。また、03(平成15)年行われた制度見直しによりMANPADSが「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー(小項目)として追加登録された。

37) PSIは、大量破壊兵器などの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に関連する国際法、国内法の強化にも努めようとする提案である。

38) 日本、英国、イタリア、フランス、オランダ、ドイツ、スペイン、ポルトガル、オーストラリア、ポーランド

39) 「阻止原則宣言」は、PSI参加国が、大量破壊兵器などの拡散懸念国家又は非国家主体への、及び拡散懸念国家又は非国家主体からの流れを断ち切るための努力を共同で行うとともに、拡散を懸念する全ての関心国がPSIを支持し、可能かつ実施する意思のある措置を取るべく、現在のPSI参加国とともに取り組んでいくことに言及している。

また、同宣言は、各国が国際法及び国内法の許容範囲内において、大量破壊兵器などの貨物を拡散阻止するための具体的な行動をとることとしている。

テロリストによる通常兵器と機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的としている³²。参加国は、日本、米国、ロシア、欧州諸国などを含め、本年5月末現在で38か国である。

また、近年、民間旅客機に対するテロの脅威が現実のものとなっている中、携帯式地对空ミサイル(MANPADS)の拡散が大きな脅威として認識されており、WAでは03(同15)年12月に開催された総会において、MANPADSの違法な使用を防ぐための管理強化について合意された。このほか、同総会においては、MANPADSを含む小型武器の武器移転通報リストへの追加、非リスト品目の輸出管理制度の導入など、多くの進展が見られた。

防衛庁は、武器移転の透明性の拡大や上記のようなMANPADSの輸出管理強化を目指したWA制度の見直し・検討に際し、専門的な助言を行うなどの協力を行っている。

(4) 小型武器の非合法取引規制

近年発生している紛争において、主に使用されている小型武器³³は、紛争を激化・長期化させ、一般市民を含む被害者を出している。また、紛争終了後もこの地域に残置されることによって、治安を不安定にし、復興開発を妨げる要因となっている。こうしたことを踏まえ、現在国連を中心に小型武器の非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途につき検討が行われており³⁴、わが国はその主導国の1つとなっている。

(5) 国連軍備登録制度

国連軍備登録制度は、軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC諸国などとともに提案し、91(同3)年の国連総会で採択された「軍備の透明性」決議に基づき発足した。92(同4)年分から制度の運用が開始され、昨年の参加国は115か国となっている。³⁵

この制度では、7種類の装備品³⁶について、各国は、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。

防衛庁は、毎年、装備品の年間輸入数量を登録するとともに、保有数や国内調達に関する情報も自主的に提供して、より一層の透明性の確保に努めている。また、この制度の改善・強化のために行われている見直しのための専門家会合などに、適宜、防衛庁の職員を参加させている。

大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組

(1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)

ア 成立の背景

ブッシュ政権は、北朝鮮、イランをはじめとする拡散懸念国などが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念し、02(平成14)年12月に「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、拡散対抗、不拡散、大量破壊兵器使用の結果への対処からなる包括的なアプローチを提唱した。

この一環として、03(同15)年5月、ブッシュ米大統領は訪問先のポーランドで、拡散に対する安全保障構想(PSI)³⁷を発表し、わが国を含む10か国³⁸に参加を呼びかけ、昨年12月現在、米国を含むこれら11か国にシンガポール、ノルウェー、カナダ、ロシアが加わった。

イ これまでのPSIの実績とわが国の取組

参加国は、これまでにPSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」³⁹に同意し、PSI活動の能力向上を目的とした陸・海・空における阻止訓練を行っており、本年6

月までに、次表のとおり、計16回の合同阻止訓練が行われた。

このような合同阻止訓練の実施に加え、参加国による総会やオペレーション専門家会合が開催され、各種検討が進められている。この結果、例えば、BBCチャイナ号事件⁴⁰など、実際のオペレーション面での成功例も出てきている。

わが国としては、これまでわが国が行ってきた大量破壊兵器やミサイルの不拡散の取組に沿ったものとして、03（同15）年5月の発足当初より積極的に参加してきており、昨年10月には、PSI海上阻止訓練を主催した。

合同阻止訓練の実績

実施時期	訓練	実施場所	防衛庁・自衛隊の対応
03年	9.12～14 オーストラリア主催海上阻止訓練 （Pacific Protector）	珊瑚海	オブザーバー派遣
	10.8～9 英国主催航空阻止指揮所演習	ロンドン	オブザーバー派遣
	10.14～17 スペイン主催海上阻止訓練 （Sanzo 03）	地中海	オブザーバー派遣
	11.24～28 フランス主催海上阻止訓練 （Basilic 03）	地中海	オブザーバー派遣
04年	1.11～17 米国主催海上阻止訓練 （Sea Saber）	アラビア海	オブザーバー派遣
	2.19 イタリア主催航空阻止訓練 （Air Brake）	シチリア島	オブザーバー派遣
	3.31～4.1 ドイツ主催税関訓練 （Hawkeye）	ドイツ	-
	4.13～22 イタリア主催海上阻止訓練 （Clever Sentinel）	イオニア海	オブザーバー派遣
	4.19～21 ポーランド主催陸上阻止訓練 （Safe Boaders）	ポーランド	オブザーバー派遣
	6.23～24 フランス主催航空阻止指揮所演習 （Aspe 04）	フランス	オブザーバー派遣
	9.27～10.1 米国主催海上阻止机上訓練 （PSI ゲーム）	米海軍大学	参加（職員3名）
	10.25～27 日本主催海上阻止訓練 （Team Samurai 04）	相模湾沖合 横須賀港内	参加（艦艇・航空機）
	11.8～18 米国主催海上阻止訓練 （Chokepoint）	カリブ海	オブザーバー派遣
05年	4.8～15 ポルトガル主催海上阻止訓練 （NINFA 2005）	大西洋	オブザーバー派遣
	5.31～6.2 ポーランド・チェコ共催陸上阻止訓練 （Bohemian Guard 2005）	チェコ	-
	6.7～8 スペイン主催航空阻止訓練 （Blue Action 05）	地中海 スペイン	オブザーバー派遣

40）03（平成15）年9月、アンティグア・バーブダ（カリブ海の島国）船籍のBBCチャイナ号が、原子力関係品目物資をリビアに向けて輸送しているとの情報をドイツ外務省が入手、ドイツ政府は、同船の船長及びチャーター元がドイツ人であったことから、ドイツ国内法・外国貿易収支法（EU圏内においてもドイツの対外関係を危険に晒すような事態に措置を行うことが可能）に基づき、対応を決定した。

ドイツは、情報専門家をイタリアに派遣、イタリア及び米海軍の協力により臨検を行い、コンテナ番号の偽造を発見、同船をイタリア・タラントへ回航して原子力関連物資（遠心分離器使用可能アルミチューブ）を押収した。

この事件によって、リビアの核開発、カーン・ネットワークの露見（1章1節2（p6）を参照）に結びつき、PSIの重要性を示した。

ウ これまでの防衛庁・自衛隊としての取組

防衛庁・自衛隊としては、こうしたわが国の取組の中で、自衛隊が有する能力を最大限に活用しつつ、関係機関・関係国と連携し、積極的にPSIに関与していくことが必要であると考えている。



展示訓練において立ち入り検査に向かう部隊



立ち入り検査の展示訓練を研修する各国関係者



立ち入り検査の展示訓練終了後懇談する隊員

41) わが国主催で、参加国関係機関の練度向上や相互の連携強化、及びPSI非参加国のPSIに対する理解の促進を主目的として、相模湾沖及び横須賀港内で行われたPSI海上阻止訓練である。

本訓練には、オーストラリア、フランス、米国の艦艇などが参加、自衛隊から艦艇、航空機などが参加し、海上保安庁から巡視船、航空機が参加した。また、18か国がオブザーバーを派遣した。

現在までの具体的な対応としては、第3回のパリ総会より各種会合に海上・航空自衛官を含む防衛庁職員を派遣するとともに、合同阻止訓練にもオブザーバーを派遣し、関連する情報の収集を行ってきた。

これらを通じて、例えば、PSI阻止活動の際に艦艇や航空機による警戒監視活動などの情報収集活動に際して得た関連情報を関係機関や関係国へ提供、さらに、海上阻止活動では、海上警備行動が発令された場合には、海上保安庁と連携の上、海自が容疑船に対して乗船・立入検査を行うといった役割を担い得るのではないかと考えている。

この点を踏まえて、訓練参加国の関係機関の練度向上や相互連携強化、さらにPSI非参加国のPSIに対する理解の促進を主たる目的として、昨年10月に外務省及び海上保安庁とともに、わが国主催の海上阻止訓練⁴¹を行い、その一環として乗船・立入検査に関する展示訓練を行った。

さらには、PSIを含む包括的な不拡散体制の強化のための積極的な働きかけ（アウトリーチ活動）の一環として、アジア諸国の国防当局に対し、これまでの訓練によって得た情報や知見の提供を積極的に行うなど、防衛交流の機会などを利用し、PSIに対する理解を求めてきた。

エ 今後の取組

新防衛大綱では、わが国の平和と安全をより確固たるものとするため、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むこととされている。

PSIは、まさに、こうした国際平和協力活動に当たるものである。PSIを、広く防衛、外交、法執行、輸出管理などを包含した安全保障の問題として捉えて、わが国の総力を結集し、平素から主体的・積極的に取り組むことにより、大量破壊兵器の拡散防止に万

全を期す必要がある。

このため、今後も自衛隊の能力を最大限に活用し、積極的にPSIに関与していくこととし、これに伴う政府内の体制などについても、関係機関などと密接に連携を図りつつ検討を行う。また、新中期防において、PSIを含む国際平和協力活動に関する共同訓練に取り組むとされていることも踏まえ、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種阻止訓練の参加やその主催について検討を行うこととしている。

(2) 大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議1540⁴²⁾

昨年4月、国連安保理は、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の拡散が国際社会の平和と安全に対する脅威であり、これに対する適切かつ有効な行動をとるとして、国連憲章第7章の下、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発などを企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も控えるべきこと、特にテロリストによる大量破壊兵器及びその運搬手段の製造などを禁止する適切で効果的な法律を採択し、執行すべきこと、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止するため、国境管理や輸出管理措置を確立することなどを内容とした決議を全会一致で採択した。

わが国としては、大量破壊兵器などの拡散が、わが国を含む国際社会の平和と安定に及ぼす危険性を踏まえ、これら大量破壊兵器などがテロリストなどの非国家主体に拡散することを防ぐことが緊急の課題であるとの認識に基づき、この決議の採択を支持するとともに、全ての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。

42) 本件決議は、03(同15)年9月の国連総会一般討論演説において、プッシュミ大統領が採択を呼びかけたものであり、昨年2月に行った不拡散に関する演説において、プッシュミ大統領は改めて当該決議の早期採択を求めているもの
不拡散に関する安保理決議の採択について(外務報道官談話)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/16/dga_0429.html>

